

NISA（少額投資非課税制度）の概要

■NISAとは、少額投資非課税制度の愛称であり、現在、①成人用の「一般NISA」と「つみたてNISA」および②未成年者用の「ジュニアNISA」があります。いずれも、上場株式等に係る譲渡益^(*)や配当金等を非課税とすることにより、個人の投資運用を支援しようとするものですが、その「投資限度額」や「投資方法」などに違いがあります。

* この「譲渡益」には、原則として、NISA口座から上場株式等が払い出された場合にその払い出しの事由（移管・返還・口座の廃止、贈与・相続・遺贈など）が生じた日の時価（終値）により譲渡（売却）があったとみなされることによる「みなし譲渡益」も含まれます。なお、譲渡益が非課税とされる反面、譲渡損失（みなし譲渡損失を含む）はないものとみなされます。

■それぞれのNISAの概要は、以下の各表に掲げるとおりです。

①成人用の「一般NISA」と「つみたてNISA」（毎年どちらか一方を選択可能・1人1口座のみ）

	一般NISA	つみたてNISA
利用対象者	口座開設年の1月1日において20歳以上 ^(※2) の居住者等	
投資可能期間	平成26年(2014年)1月～令和5年(2023年)12月	平成30年(2018年)1月～令和24年(2042年)12月
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等	一定の要件を満たす公募株式投資信託等
投資限度額	年間120万円（創設当初2年間：各100万円）	年間40万円
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長20年間
投資方法	制限なし	定期・継続的な積立方式
ロールオーバー ^(※1)	可能	不可

※1 「ロールオーバー」とは、非課税期間終了時に翌年の非課税管理勘定に移管して非課税を継続することをいいます。（以下同じ）

※2 令和5年以後は18歳以上となります。

(注1) 令和2年度税制改正により、「一般NISA」の現行の投資可能期間の終了にあわせ、令和6年以後は、投資可能期間を令和6年1月から令和10年12月とする特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新NISA）が創設され、現行の「つみたてNISA」と選択して適用できることとされました。また、「つみたてNISA」は、投資可能期間が令和24年12月まで5年延長されました。

②未成年者用の「ジュニアNISA」（1人1口座のみ）

	ジュニアNISA
利用対象者	口座開設年の1月1日において20歳未満 ^(※3) またはその年に出生した居住者等
投資可能期間	平成28年(2016年)4月～令和5年(2023年)12月
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等
投資限度額	年間80万円
非課税期間	投資した年から最長5年間
投資方法	制限なし
ロールオーバー ^(※1)	可能
運用管理者	原則として、親権者等が未成年者のために代理して行う
払い出し制限	その年3月31日において18歳である年の前年12月31日または令和5年12月31日のいずれか早い日までは、ジュニアNISA口座内の上場株式等その他の預かり資産（資金を含む）の払い出しは不可 ^(※4)

※3 令和5年以後は18歳未満となります。

※4 「払い出し制限」に反する払い出しがあった場合は、過去の譲渡益（払い出し時のみなし譲渡益を含む）や配当金等に対し遡及して課税されます。ただし、上場廃止や災害等のやむを得ない事由による払い出しの場合は、課税されません。

(注2) 令和2年度税制改正により、「ジュニアNISA」は、投資可能期間の延長は行わず終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座および未成年者口座内の上場株式等および金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとされました。

■ NISAの利用にあたり特に留意すべき事項

- ①NISA口座内の上場株式・REIT・ETFなどの配当金等につき非課税の適用を受けるには、その配当金等の受領方式として「株式数比例配分方式」を選択している必要があります。なお、公募株式投資信託の分配金については選択の必要はありません。
- ②NISA口座内の外国上場株式等の配当金等につき現地で源泉徴収された外国税額がある場合、その外国税額は控除されたままで非課税とはなりません。また、確定申告をして外国税額控除の適用を受けることもできません。
- ③平成31年4月1日以後に一般NISAまたはつみたてNISAを利用する居住者等が海外転勤等やむを得ない事由により一時的に出国する場合において、その出国の日の前日までに一定の手続きを行ったときには、引き続き一般NISAまたはつみたてNISAの非課税措置の適用を受けることができる場合があります。